

第8号様式の4（第11条の4関係）

第 号

令和 8 年 1 月 2 5 日執行 鹿 屋 市 長 選 挙

候補者氏名 鹿 屋 太 郎

選挙運動用ビラの証紙交付票

鹿屋市選挙管理委員会 印

証紙交付月日	証紙交付数	累 計	残 数	確認欄
○月 ○日	2,000 枚	2,000 枚	14,000 枚	
○月 △日	8,000 枚	10,000 枚	6,000 枚	
○月 ×日	3,000 枚	13,000 枚	3,000 枚	
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

注1 選挙運動用ビラの証紙の交付を受けようとするときは、必ずこの交付票を提示すること。

2 証紙の交付が法定数に達しないときは、鹿屋市選挙管理委員会は、証紙の交付枚数を記載し、提出者に返付する。

3 法定数の証紙の交付を受けたときは、この交付票を鹿屋市選挙管理委員会に返還すること。

4 最終的に証紙の交付が法定数に達しないときは、選挙終了後直ちにこの交付票を鹿屋市選挙管理委員会に返還すること。

5 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。